

お仕事ファイル 19 警備の仕事

「警備」の仕事ってどんなイメージですか？ 工事現場の交通整理？ ビルの玄関に立つ人？ 現金輸送車？ 社会のありとあらゆるところで安全や財産を守るのが「警備」の仕事。でも、警備員ってどんな生活しているの？ 警備員ってどんな人になるの？ 資格はある？ などなどわからないことだらけ。そこで今日は、現場で活躍している先輩お二人に、ぶっちゃけトークで語りつくしてもらいましょう！



今回の働く先輩
井出拓人さん（左）、小林遥平さん（右）

ナビゲーター：野呂佳代

働く先輩紹介

小林遥平（こばやし・ようへい）さん

総合警備保障株式会社 機械警備隊・班長。仕事歴11年の32歳*。

大学卒業後「今までの自分の人生になかった世界」に行きたいと思い立ち「悪者に立ち向かう」イメージの警備会社に就職。現在は夜勤部のリーダーとして活躍中！ オフィスビルから個人宅まで警備対象は広く、ATMトラブルに対応したり、交通事故の現場にも駆けつける。

火災警報が鳴り初期消火に当たったこともあり「何かあったら駆けつけてほしい」という要望に応えるのが仕事という。



井出拓人（いで・たくと）さん

ALSOK 常駐警備株式会社 施設警備員。仕事歴10年の31歳*。

警察一家に生まれ、子どものころから警察官を目指し、大学3年まで12年間柔道を続けてきた。しかし稽古中に大けがを負い、選手として柔道が出来なくなったことで警官になる夢を断念。柔道部監督の勧めで警備会社に就職。

現在大手企業のビルで常駐警備を行う。その一方、入社時からの憧れだった要人警護も務める。一定以上の判断力、体力、格闘技の技術が求められるため全社内でも20人という精鋭メンバーの一人。暴漢から身を守るには鉄板入りスーツケースと警戒棒1本だけか！



①緊急指令を受けて現場に向かう小林さん／②機動性を生かしてバイクで現場へ／③現場到着後、異常個所があるか無いかまず外周点検／④警備操作盤が正常に作動しているかチェック／⑤機械警備隊員の夕礼（中央が小林さん）⑥館内を巡回警備中の井出さん／⑦出入り口で立哨中の警備の様子／⑧身辺警護のアイテム（防刃ベスト、鉄板を仕込んだアタッシュケース、警戒棒）／⑨身辺警護時の服装の井出さん（スーツの下に防刃ベストを着用）

*：2016年収録

お仕事データ【警備の仕事とは？】

警備の仕事は警備業法によって業務別に4種類に分かれていて、その業務内でもさらに細かく分類されています。また、業務内容によっては各専門業務の「検定」を受けて合格した警備員が、1人以上配置されていないと担当できないものもあります。

(資料提供：HP 一般社団法人 全国警備業協会 <http://www.ajssa.or.jp/association/>)

■警備業務の種類

1号業務：施設警備

事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地などの施設における盗難などの事故を警戒し、防止する業務です。日本における警備業務の需要の約50%を締めています。

- 施設警備業務
- 巡回警備業務
- 保安警備業務
- 空港保安警備業務
- 機械警備業務

2号業務：雑踏警備

人、もしくは車両の雑踏する場所、またはこれらの通行に危険のある場所における負傷などの事故の発生を警戒し、防止する業務です。安全なイベント開催や交通の安全に貢献します。

- 雑踏警備業務
- 交通誘導警備業務

3号業務：運搬警備

運搬中の現金、貴金属、美術品などに係る盗難などの事故の発生を警戒し防止する業務です。

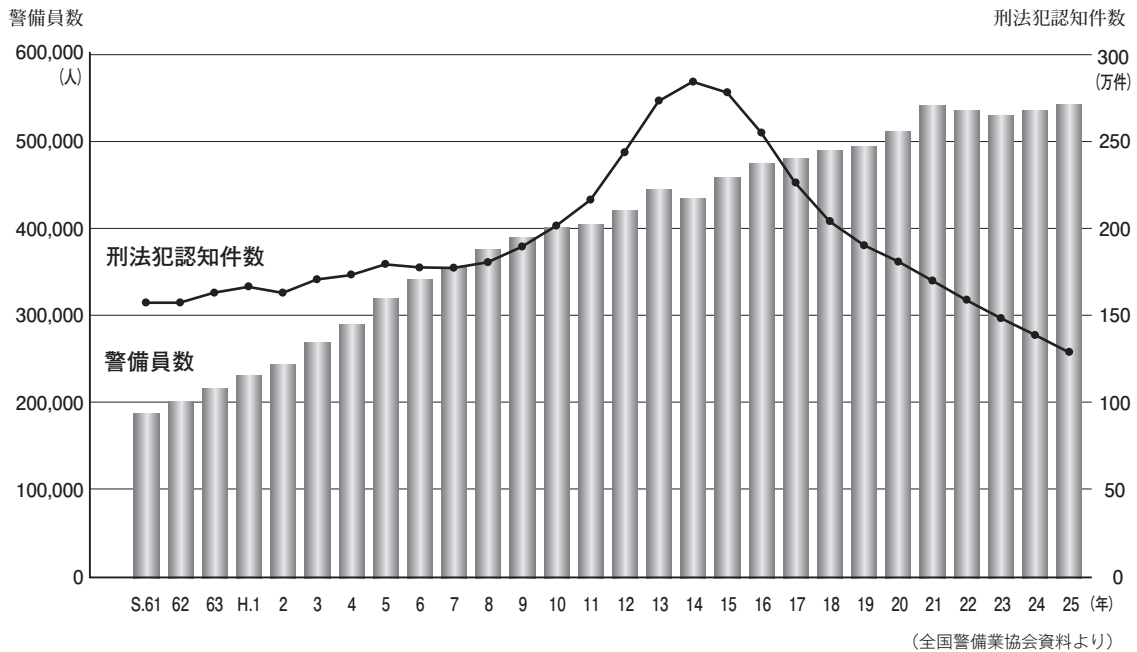
- 貴重品運搬警備業務
- 核燃料物質等危険物運搬警備業務

4号業務：身辺警備

人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務です。

平成 10 年から平成 14 年にかけて犯罪が激増し、過去最悪となる 285 万件を記録しました。こうした治安情勢の悪化を受けて、警察庁の平成 14 年版「警察白書」において、初めて警備業が「国民の自主防犯活動を補完または代行する生活安全産業」として位置づけられ、警備員数も年々増加していきました。平成 27 年の警備員の人数は 53 万 8,347 人です。

警備員の人数の推移と刑法犯認知件数の推移



■警察と警備業の違いについて

警察官は、一般社会の安全・安心を守り、直接的に日本全体の治安維持に向けて業務を行っています。一方、警備業は民間企業であり、お客からの依頼・需要に応じて安全・安心を提供する警備サービスです。しかし、このことが間接的に一般社会の安全・安心に寄与しています。

また、警察官は、取り締まりの権限など法的な権限を有していますが、警備員は、何ら法的な権限を有しているわけではないことが、警察官との大きな違いです。

【警備の仕事に就くためには】

- 警備の仕事に就くには資格はいりませんが、警備会社（公安委員会の認定を受けた警備業者）に入社して、法令で定められた教育を受ける必要があります。
- 警備員になるには法で定めた条件があります。年齢は 18 歳以上です。
- 警備員の仕事に新たに就く人は、基本教育 15 時間以上、業務別教育 15 時間以上を受けなくてはなりません。
- また、すでに警備員として働いている人も一定の期間ごとに、基本教育 3 時間以上業務別教育 5 時間以上の研修を受けなくてはなりません。